

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

平成28年8月5日

新潟市長 篠田 昭

1 入札に付する事項

(1) 品名	資機材搬送車
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり 1台
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
(4) 入札日時・場所	平成28年8月30日 午後1時30分 新潟市役所分館4階 契約課入札室
(5) 履行期限・履行場所	平成29年3月22日 新潟市東区山木戸1丁目1番20号 新潟市東消防署
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条の規定に該当する場合のほか、対象の入札参加資格者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(11) 予定価格	公表しません。

(12) 最低制限価格	設けません。
(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本店、支店または営業所があり、かつ、当該本支店等が本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規程に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領での別表2の10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (5) 「メンテナンス対応等証明書」（別紙1-1、別紙1-2）、「同等品申請書兼承認書」（別紙2）を提出できるものであること。

3 入札の参加手続

- (1) 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号）を2部持参し、申請してください。申請の際には、メンテナンス対応等証明書（別紙1-1、別紙1-2）を1部添付してください。
なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。
- (2) 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所分館4階
電話 025-226-2213
FAX 025-225-3500
- (3) 入札参加申請期限 平成28年8月24日
- (4) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

4 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、必ず質疑書を提出してください。提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

- ① 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- ② 提出期限 平成28年8月19日 午後5時まで
- ③ 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係

- ④ その他 電話での受付は一切しません。
FAX（025-225-3500）のみの受付となります。
回答は、個別にFAXするほか8月24日に入札控室に掲示します。
連絡用に返信用FAX番号を記入願います。
質疑書には、正確な番号及び品名を記入願います。

5 入札時の注意事項

- ① 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ② 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- ③ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- ④ 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- ⑤ 入札に参加される人は、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- ⑥ 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を1回行います。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	平成28年8月5日
公告番号	新潟市公告第416号
品名	資機材搬送車

別紙様式

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(FAX番号)

1 公告番号 新潟市公告第416号

2 品 名 資機材搬送車

質 疑 事 項

--

メンテナンス対応等証明書

調達物品名【資機材搬送車】

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

(1) 最寄りの整備工場

・整備工場名称

・所在地

・電話番号

(2) 競争入札参加希望者との関係

直営・協力 (該当するものを「○」で囲む。)

「協力」に該当する場合は、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

(3) 整備を実際に担当する人員 (サービスエンジニアを含み常駐者であること) 及び担当者名

人員 名

担当者名

(4) 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日に対応いたします。

2 部品供給体制

(1) 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

(2) 供給系統 (フローチャート図)

(3) 依頼から納品までの所要日数は、2日以内に対応いたします。

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、1日以内で対応いたします。

(2) メーカーの技術員又はその他の技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、2日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

平成 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(競争入札参加希望者) 住 所

会 社 名

代表者名

印

同等品申請書兼承認書

調達物品名 資機材搬送車

(/ 枚)

No.	品名 (材料)	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

※上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成 年 月 日

新潟市消防局警防課長

㊞

平成 2 8 年度

資機材搬送車
仕様書

新潟市消防局

第1 総 則

1 目 的

この仕様書は、新潟市（以下「当市」という。）が平成28年度に購入する防災資機材搬送車（以下「本車両」という。）の仕様について定める。

2 適合法令等

本車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）
- (3) その他の関係法令等

3 車両概要

本車両は、テールゲート装置を装備した箱形トラックとし、平成28年度に製造され、無線電話装置及び消防活動上必要な資機材を装備した車両とする。

4 製作上の問題処理等

- (1) 車両の保管責任は当市の最終検査を受けるまでの間は、受注者が負うものとする。
- (2) 仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得たあと施工すること。
- (3) 仕様内容については、当市の解釈に従うものとする。
- (4) 本車両製作にあたり、工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を当市に報告すること。

5 製作上の注意

車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るもので、次のとおりとする。

- (1) 標準装備以外の各装置及び部品の取付けは、ボルト締めを原則とすること。
- (2) 車体全般にわたり、防水、防食及び防錆措置を十分行うこと。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えるものとする。
- (4) 使用取扱い上の安全性及び操作性を十分考慮すること。
- (5) 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分考慮すること。
- (6) 装備品等は機能的、かつ、バランスよく配備すること。
- (7) 堅牢にして長期の使用に十分耐え得るものであり、かつ維持管理が経済的に行えるものとする。
- (8) 洗浄ができ、かつ、残水等の生じない構造とすること。又、車体等で塗装剥離の恐れのある部分には、適切な保護対策を講ずること。
- (9) 法定点検整備が容易に行える構造とすること。

第2 提出書類

1 承認図書

契約後速やかに当市と細部打合せを行うものとし、細部打合せ後1ヶ月以内に次の書類（A4版に製本）を3部提出し、承認を受けること。

なお、承認後1部を受注者へ返却するものとする。

- (1) 製作工程表
- (2) 製作図等
 - ア シャシー3面図
 - イ シャシー諸元明細書
 - ウ ぎ装外観5面図（縮尺1：20）
 - エ 車体骨組図
 - オ テールゲート取付要領図
 - カ 収納ラック等収納要領図
 - キ 資機材収納要領図
 - ク 電気系統配線図
 - ケ 使用資機材明細一覧表（メーカー名及び型式）
 - コ その他当市が指示するもの

2 着手届

承認図書の承認を受けた後、着手届を1部提出し、着工すること。

3 進ちょく状況の報告

製作工程ごとの進ちょく状況を示す書類、写真を1部提出すること。

4 完成図書

納入時に次の書類（A4版のファイル）を2部提出すること。

- (1) 製作図
- (2) 自動車車検証の写し
- (3) シャシー取扱い説明書
- (4) 整備要領書
- (5) 緊急自動車届出確認証の写し
- (6) 改造自動車等審査結果通知書の写し
- (7) テールゲート取扱い説明書及び整備要領書
- (8) パーツリスト
- (9) 装備品等一覧表（保証書付き）及び取扱い説明書
- (10) 主要資機材一覧表（保証書付き）及び取扱い説明書
- (11) 納品書、納品明細書
- (12) 計量証明書
- (13) 使用材料一覧表
- (14) 使用電球一覧表

- (15) 使用ヒューズ一覧表
- (16) その他当市が指示するもの

5 写真（カラーE版、又はデジタルカメラ写真と写真を保存したCD）

次に掲げる写真（A4版ファイルで製本）を、それぞれの指定部数提出すること。

- | | |
|---|------|
| (1) 完成車両（新規登録後でナンバー付き）の前後左右、斜め前後左右及び上方向から撮影したもの | 3部 |
| (2) 製作工程に基づくシャシーから完成車までの状況を撮影したもの | 1部 |
| (3) 塗装状況が確認できるもの（工程ごと） | 1部 |
| (4) 試験実施工程（転覆角度試験、重量実測試験） | 1部 |
| (5) 付属品を撮影したもの | 1部 |
| (6) その他当市が指示するもの | 指定部数 |

第3 シャシー

1 諸元及び性能

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 型式 | 最大積載3トン以上のアルミバン型又はアルミウイング型 |
| (2) 駆動方式 | 四輪駆動 |
| (3) ホイールベース | 4.5メートル以上 |
| (4) エンジン型式 | 水冷式4サイクルディーゼルエンジン |
| (5) エンジン出力 | 220PS以上 |
| (6) 総排気量 | 6,400cc以上 |
| (7) トランスミッション | マニュアル/オートマチック |
| (8) ステアリング | パワーステアリング |
| (9) 乗車定員 | 3名以上 |
| (10) バッテリー | 155G51以上 2個
(収納が困難な場合は別途協議) |
| (11) 燃料タンク | 200L以上 |

2 装備品

- (1) エンジン回転計
- (2) 後退警報器（ON・OFF切替スイッチ付き）
- (3) キャブチルト装置（手動式）
- (4) オイルパンヒーター（10メートルコード付き）
- (5) 電子ガバナー
- (6) ABS装置
- (7) 専用エアコン（純正部品）
- (8) 集中ドアロック（2箇所）
- (9) キーレスエントリー（3個）
- (10) フォグランプ（純正部品）

- (11) 純正カーラジオ（AM，FM付き）
- (12) サンバイザー（運転席及び助手席）
- (13) サイドバイザー（2箇所）
- (14) パワーウインドウ（2箇所）
- (15) 蛍光灯（LED式）
- (16) ドライブレコーダー
- (17) バックアイカメラ
- (18) カーナビゲーション（フルセグ地デジ対応）
- (19) ETC車載器
- (20) ウインドデフレクター
- (21) その他メーカー標準装備品

第4 ぎ 装

製作台数は1台とし，ボディーはアルミ製で，走行による振動等に十分耐え得る構造で次のとおりとする。

1 完成車の寸法及び重量

- (1) 全 長 8，500mm以下
- (2) 全 高 3，500mm以下
- (3) 全 幅 2，350mm以下
- (4) 車両総重量 11t未満（別表の積載品等の重量を含む）

2 荷室ぎ装

- (1) 荷室内寸法
 - ア 全 長 5，800mm以上
 - イ 全 高 2，200mm以上
 - ウ 全 幅 2，200mm以上
- (2) 側面開閉扉がウイングタイプの場合は，開閉は油圧複動式とし，操作スイッチの取付け位置については別途協議とする。（スイッチ付近に使用方法及び注意事項等を明記すること。）
- (3) 後部にLED赤色点滅灯を取付けること。
- (4) 後部上下展開扉は施錠付とする。
- (5) 床及びサイドゲートには，固定用フックを設け，資機材等が確実に固定できる構造とし，また，固定用フック未使用時には蓋等で被い，移動等の障害にならないよう床面を平らにするとともに，アルミ縞板張りで強度を確保すること。なお，荷室の内張りは，白色で統一し，かつ傷が付きにくい素材とすること。
- (6) 左右側下部に収納箱2個を取付けること。（詳細は別途指示）
- (7) 20型消火器（自動車用）を車外に収納箱付で取付けること。（詳細は別途指示）

- (8) 側面開放扉，後部上下展開扉及びテールゲートに開閉状態を確認できるリミットスイッチを設け，キャビンに取り付けた表示灯に結線すること。またリミットスイッチなどの配線部分の緩衝防止のためステンレス製の保護板を設けること。
- (9) 車体の骨組みや床材の切断末端には，危害防止のため面取り及び飛び出したボルト等は短くする等の工作を施すこと。
- (10) 荷室は防水パッキン，水抜き穴等，必要な措置を施すこと。（詳細は別途協議）
- (11) 荷室を有効に照射できる荷室灯（LED保護枠付）を6個設置し，側面開閉扉，後部上下展開扉ごとにスイッチを設けること。（詳細別途協議）
- (12) 車体左右に車輪止め各2個の収納枠を設け，落下防止策を講ずること。
- (13) 本仕様に明示されていない車体の構造，資機材の配置，固定装置，出し入れ等については，別途打ち合わせにより指示する。

3 キャブ内装備品等

- (1) 隊員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒，手摺り，安全带等を設け，取付け部には補強を施すこと。
- (2) オイルパンヒーターコンセント(キャップ付き)は，キャブ右側外部に取付けること。
- (3) キャブ内天井部に埋め込み式蛍光灯（LED式）を設けること。
なお，蛍光灯を点灯することで運転等に支障があると認められる場合は遮光カバー付きとし，蛍光灯スイッチは，ON・OFF・ドア連動とすること。

4 取付品及び取付装置

別表1のとおりとし，同等以上の品を主張する場合は，事前に性能資料を提出し，新潟市消防局警防課の承認を得るものとする。

- (1) 赤色警光灯
 - 車両前部（標識灯，スピーカー，モーターサイレン付き）に取付けること。
 - ア キャブ屋根前面のウインドデフレクターと一体型となるよう取付けること。
 - イ 標識灯のスイッチを，単独に設けること。
 - ウ モーターサイレンのスイッチは助手席付近に単独で設けること。
- (2) 赤色点滅灯（赤色警光灯と連動）
 - フロントバンパー前面の左右対称の位置に取付けること。
- (3) 電子サイレンアンプ
 - ア 無線電話装置本体，及び各電装品のスイッチ等は，オーバーヘッドコンソール内，又は運転席と助手席の間に集中コンソールボックスを設け機能的に取付けること。（詳細は別途指示）
 - イ 電子サイレン及び警鐘の擬似音を発することができ，かつ拡声装置としても使用できるものであること。
- (4) 後退灯
 - 後退灯は，車両後部左右の支障とならない位置に取付け，後退警報器（ON，OFF切替スイッチ付き）と連動させること。
- (5) 標識灯

標識灯は黄色とし、丸ゴシック体の黒文字で「東特救」と記入すること。

なお、取り付け位置は赤色警光灯中央とし、構造上取り付けが困難な場合は、キャブ両側面に各1個取り付けること。(詳細は別途打合せ)

(6) 電動モーターサイレン

自動吹鳴及び減音スイッチは十連スイッチに設け、手動用スイッチをオーバーヘッドコンソール内、又は単独で助手席付近に設けること。(詳細は別途指示)

(7) フレキシブルマイク

運転席右側上部に取付け、直近にスイッチを設けること。(詳細は別途指示)

(8) フレキシブルマップランプ (LED式)

助手席側上部及び後部座席左右に設けること。(詳細は別途指示)

(9) ドライブレコーダー

車両前方(おおよそ3車線)及び車内(運転席及び助手席)を記録できる2カメラ式とし、常時録画及び衝撃を感知した際に映像を記録する機能を有するものを取付けること。

(10) ETC車載器(アンテナ分離型又は一体型、音声タイプ)を設置すること。

(11) カーナビゲーションシステム、バックアイモニターを取付け連動させること。

(12) 車両外側の当市の指示する位置に、交流100V専用コンセント2口及びインバーター(正弦波300W以上)を取付けること。

5 車体の形状及びぎ装要領

(1) ぎ装は、努めてアルミ板及びステンレス鋼を使用し、総合的な重量軽減を図り、車両全体の重量バランスを考慮して施工すること。

(2) 車体の骨組みは、完全に自立する構造とし、側板、腰板等に直接大きな荷重を負担させないこと。

(3) 車体上面は十分強度があり、雨水等が縞板の継目等に滞留及び車体内部に浸水しない構造とすること。

(4) シャシーに骨組みを取付ける場合は、リベット接手又はボルト締めとし、主要部分のボルトにはダブルナット等の使用により緩み止め防止を施すこと。

(5) シャシーフレームにぎ装上の構造物、枠組み取付け台等を取付ける場合は、原則として弛緩しない方法でボルト締めとすること。

(6) 主要積載品及び取付品は、それぞれ強固な固定装置を設けて積載するか、又は取付けること。

(7) 危険防止のため、手摺り、足掛かり、握り棒を必要な場所に取付けること。

(8) ステップは周辺折り曲げ構造とし、ブラケット、手摺り、握り棒等を取付ける部分には、十分な補強を施すこと。(別途協議)

(9) 車体の重要な点検箇所及び主要部分には、点検整備に必要なスペースを確保するとともに、必要な箇所には点検口又は点検扉を設けること。

(10) 燃料給油口は、給油に際し容易な位置に設けて、給油口には燃料の種類と容量を記入すること。

なお、燃料タンクは努めて全体を鋼板等で覆い蓋を設けること。

- (11) 後部フェンダーは、タイヤチェーン装着時の走行、タイヤ交換及び積雪時のチェーン掛けの障害とならないよう十分に大きめの構造とし、両側にフェンダーカバーを取付けること。
- (12) 床・ステップ等は雨水が溜まらない構造とすること。
- (13) アルミ縞板取付け時のコーティング要領については、別途指示とする。
- (14) 車体の形状は、努めてデパーチャーアングル及びアプローチアングルを考慮すること。
- (15) 排気管は耐熱措置（カンペハピオ耐熱塗料600℃又は同等のもの）を施すこと。

6 その他の取付品等

- (1) 手摺り及び握り棒
 - ア 車体前部右側昇降用ステップの付近に握り棒を取付けること。
 - イ その他、車両整備等に必要な場所に手摺り又は握り棒を取付けること。
 - ウ キャブ前面に窓ふき用のアシストグリップを2個取付け、フロントバンパーは張り出しとし、アルミ縞板で足踏み板を設けること。
- (2) 消防章は、キャブフロント部に朱色の台座を設けて取付けること。
- (3) 各フェンダーに、ゴム製の泥除けを取付けること。
- (4) 車両前面に牽引用フックを設けること。
- (5) 座席後方パネル最上部に、防火衣等を掛けるフックを3個以上取付けること。
- (6) 車両右側面に、車輪止の収納枠を脱落防止バンド付きで設けること。（詳細は別途協議）
- (7) 車体後部左右両側に反射器を取付けること。

7 電装品関係

- (1) 各電装品の電気配線及び無線電話装置関係の配線は、キャブ内張り内を通すこととし、キャブ本体の貫通部は、雨水等の漏れを防止するとともに電装品及び各配線の取付け箇所が容易に点検できる構造とすること。
- (2) 配線及びコネクター等は、防水及び防錆性能を有するものを使用し、コネクター等に雨水等が直接かからない措置を講ずること。
- (3) 各装置のヒューズは、集中コンソールボックスの付近に専用のボックスを設け取付けるとともに、ヒューズごとに銘板を取付けること。
- (4) 路肩灯（LED式）は、左右後輪付近に取付け、スモールライト又はキャブ内のスイッチと連動させること。
- (5) スイッチ類は、原則として全てボタン式とする。

8 車載型無線装置

車載型無線装置は、現有車両から移設するものとし、その仕様は別紙「車載型無線装置移設仕様書」によるものとする。

第5 塗装等

1 塗装要領

塗装・メッキ及び文字の記入は、上質な材料を使用し、入念に仕上げること。

(1) 下地

- ア 完全な錆落とし
- イ 洗淨
- ウ プライマー塗り
- エ 水研ぎ
- オ サーフェーサー塗り
- カ 完全乾燥

(2) 上塗り

- ア 下地塗装が十分乾燥した後実施
- イ ラッカー3回塗り以上
- ウ 熱風乾燥又は焼付け
- エ コンパウンド及びワックスによる磨き仕上げ

2 塗色

- (1) 朱色（ロックペイント073-9080AP-044及びロックペイントハイソリットウレタン塗装H-ECCOレッド又は同等品以上）

車両外面の塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない等、環境を考慮したハイソッドウレタン塗料を使用すること。

(2) 黒色

- ア フェンダー内
- イ 車体下廻り
- ウ キャブ内コンソールボックス
- エ 携帯拡声器取り付け装置

(3) その他

(2)については、塗装前にピッチングコート又は同等の塗装を施すこととし、入念に防錆処理を施すこと。

3 メッキ

次の部分には、良質なクロムメッキを施すこと。ただし、鉄製品については銅メッキを施した後クロムメッキを施すこと。（ステンレス、アルミ製品を除く）

- (1) レバー、ハンドル類
- (2) ボックスの蝶番、止め金具類
- (3) 各種保護枠
- (4) 手摺り
- (5) その他別途指示するもの

4 文字等の記入

- (1) キャブ両側に、丸ゴシック体の白文字で、左読みで「新潟市消防局」(約130mm角)、「東消防署」(約130mm角)と2段で記入すること。(別途打合せ)
- (2) 対空表示をキャブ屋根上に、丸ゴシック体の白文字で、「新潟」(約500mm角)、「東搬」(約500mm角)と2段で記入すること。(別途打合せ)
- (3) 車両前後の指示位置に、丸ゴシック体の白文字で「東搬」(約70mm角)と記入すること。(別途打合せ)
- (4) その他、マーキング等のデザインについては、別途打合せによるものとする。
- (5) 上記文字及びラインについては反射材を使用すること。(車両後部は除く)
- (6) 車両側部下方に50mm幅程度の白色高輝度テープを貼ること。
- (7) 車両後部に50mm幅程度の朱色高輝度テープを貼ること。
- (8) その他デザインについては別途打合せによるものとする。
- (9) 文字表示等の施行については、新潟市屋外広告物条例に基づくものとする。

第6 検査

1 検査

本仕様書・承認図書及び協議事項に基づいて行うものとする。
ただし、一部の検査については、社内検査成績表等により省略するものとする。

2 中間検査

- (1) 当市が必要と認める場合に実施するものとし、時期等については、製作工程を考慮し行うものとする。
- (2) 検査を行う場合、受注者は製作工程等を考慮し、検査日の14日前までに当市に依頼文書を提出することとする。

3 最終検査

新規登録後、当市が指定する日時及び場所を実施するものとし、検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は、当市の指示する日までに改修又は取替えを行い、再度検査を受けるものとする。

第7 補則

1 疑義等

- (1) 仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得ること。
- (2) 仕様内容の解釈については、当市の解釈に従うこと。

2 登録等の経費

車両の新規登録に関する一切の経費については、受注者の負担とする。ただし、本

車両にかかる自動車損害賠償責任保険・自動車重量税及び自動車リサイクル法にかかわる経費は当市が負担する。

3 保証期間

保証期間は、納入の日から起算して2年間とし、保証書を提出すること。ただし、保証期間経過後といえども、設計、製作、材料等の不良に起因する不具合の発生については受注者において無償で修復又は取替え等を行うこと。

なお、故障等が生じた場合の修理等については、速やかに対応すること。

4 納入

- (1) 北陸信越運輸局新潟運輸支局の新規登録を受けた後、各部の点検整備及び清掃手入れを実施のうえ、燃料を満タンとし納入すること。
- (2) 納入の際は、納品書を提出すること。
- (3) 納入場所は、新潟市東区山木戸1-1-20 東消防署とする。

5 納入期限

平成29年3月22日（水）

6 取扱い説明

納入者は、当局が別に指示するとおり、本車両及びぎ装装備品等の取扱いについて専門係員を派遣し取扱い説明を行うこと。

7 業務評価

契約終了後、この契約に対して業務評価を実施する。

別表 1

取付品及び取付装置

番号	品名	数	仕様等	取付位置等
1	車載無線電話装置	1 式	別添仕様書のとおり	ボックス
2	赤色警光灯	1 式	ウレソ FV10SHC1680mm スピーカー、標識灯付き	キャブ屋根前方
3	赤色点滅灯	1 式	ウレソ製 WIONBR24 黒	フロントバンパー左右各 1 個
4	後部点滅灯	1 式	ウレソ製 M4FCR24	車体後部左右
5	側部点滅灯	1 式	ウレソ製 M4FCR24	車体側部左右各 2
6	フロント側部点滅灯	1 式	ウレソ製 VTXFCR24	フロントスポイラー左右各 1 個
7	作業灯	1 式	ウレソ製 PELCC24	車体側部左右各 2, 車体後部 2
8	電子サイレンアンプ	1 式	大阪サイレン TSK-5102V マイク DX-256S (10m 延長用コード付き) フレキシブルマイク (UD-100)	ボックス 運転席上部
9	モーターサイレン	1 式	大阪サイレン 7N 型	キャブ屋根
10	エンジン点検灯	1 式		
11	路肩灯	2 式	LED 式	後輪付近
12	消防章	1 個	サイズ 150 mm (朱色台座付)	キャブフロント部
13	火の粉飛散防止装置	1 式	脱着式 (30 メッシュ以上)	排気管
14	フレキシブルマップランプ	1 式	LED 式	助手席上部 1 式
15	バックアイカメラ	1 式	8 インチ前後の液晶モニター付き	キャブルームミラー部
16	大型デジタル時計	1 式		キャブ
17	キャブ蛍光灯	1 式	LED 式	キャブ
18	ディスチャージヘッドランプ	1 式	純正品	
19	ドライブレコーダー	1 式	富士ソフト製 本体 B8HD2 (記録メディア SDHC カード 32GB 付) 別置きカメラ 予備 SDHC カード 32GB	
20	ナンバー枠	1 式	ステンレス製	車体前後
21	消火器	1 本	自動車用粉末 20 型 (収納箱付)	積載
22	補修用塗料	1 式	500cc はけ 3 本	
23	自動車工具	1 式	標準付属品	積載
24	タイヤチェーン	1 式	トビータフライト (バンド含む) 2 組	
25	フロアマット	1 式	標準品	積載
26	車輪止	2 個	ゴム製	積載

27	非常用信号用具	1 本	発煙筒(標準付属品)	積載
28	三角表示板	1 個	ポータ工業 PGS-53	積載
29	赤旗	1 本	柄は木製, 旗の大きさ 30cm 角	積載
30	L E D 合図灯	3 本	ポータ工業 RKC-N2 アルカリ電池付き	積載
31	スノータイヤ	1 式	スタッドレス(ホイール付き)	
32	セフティコーン	2 個	ポータ工業 PC-450, コーンヘッド付き	積載
33	方向指示板	1 枚	ポータ工業 TP-70	積載
34	ブラスターケーブル	1 組	大型車用	
35	牽引用ワイヤー	1 本	長さ約 5m	
36	工具箱	1 個	KTC SK4518WM	積載
37	かご台車	10 式	扉及び荷室内固定用バンド付 W1100×D800×H1700mm 以上 スチール製床 (耐荷重 500 kg)	積載
38	カーナビゲーション	1 式	フルセグ地デジ対応型	

車載型無線装置移設仕様書
(資機材搬送車)

平成28年度
新潟市消防局

1 目的

本仕様書は、平成28年度に当市が更新整備する資機材搬送車に、旧車両からの車載型無線装置一式を移設するための業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

2 業務の範囲

車両の受注者は本仕様書に基づき次の業務を行うこと。

- (1) 当市が指定する車両から車載型無線装置一式取外し及び更新車両への移設業務
- (2) 移設した車載型無線装置の動作確認及び消防救急デジタル無線システムとの接続試験
- (3) 車載型無線装置を移設する際に不要となる部品等の処分

3 一般事項

- (1) 受注者は本業務の実施に際して、事前に当市と協議を行い、当市の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、当市が指定する業者から技術的支援等を受けた後、本業務を実施すること。なお、本業務を当市が指定する業者に委託する場合は、この限りではない。
- (3) 受注者は、車両制作の段階で通線等を行い、配線、ケーブル類が露出することがないように適切に処理を行うこと。
- (4) ケーブル等を敷設する際、貫通口、突起部には損傷防止のため保護管等により保護すること。
- (5) 電源配線は、電源側にヒューズを設け、取付け機器の電気容量に見合った太さ（2SQ線以上）の配線を使用し、他の装置と電源を共有しない独立した回路とすること。
- (6) 車載型無線装置本体及び共用器等はキャブ内に設置した堅牢な保護用ボックスに収納すること。

4 車載型無線装置移設業務の詳細

- (1) 車載型無線装置一式は、当市が指定する車両から移設すること。
- (2) 車載型無線装置の操作部及びハンドセットは、運転席と助手席間の当市が指定する場所に取り付けること。
- (3) 車両の助手席付近には、無線装置専用の電源端子を設けること。
- (4) 空中線は車両キャブ部分の上面に取り付けること。また、同軸ケーブルは3D2Wとし、配管等により保護した後、内張り内を通線し当市が指定する位置まで配線すること。
- (5) デジタル無線用空中線及びアナログ無線用空中線については、既設流用が困難なため一式を新品とする。
- (6) デジタル無線用空中線は、可能な限り1.2m以上の離隔を取ること。
- (7) 空中線の取付け位置は電子サイレン、モーターサイレン等の車両にぎ装された装置

類から発生するノイズの影響を考慮した位置に取り付けること。

- (8) 外部スピーカーは、緊急走行時にも明瞭に聴き取れる音量を有するものであること。
また、車載型無線装置本体のボリュームと連動して音量調整が可能であること。

5 消防救急デジタル無線システムとの接続試験

本業務終了時には、次の項目の試験を実施すること。

- (1) 消防指令管制センターとの無線交信（個別通信、グループ通信及びメッセージの送受信を含む。）
- (2) 出動指令の受信テスト
- (3) 高機能操作部各表示内容の確認
- (4) その他、無線運用上必要な機能の確認

6 その他の業務

- (1) 当該車両が納入されたことに伴い、車載型無線機の I D 変更の必要が生じた場合は受注者の負担で実施すること。
- (2) 信越総合通信局への無線局免許変更申請等が必要となる場合の費用及び資料等の作成は受注者の負担とする。

7 瑕疵担保責任

本業務の実施にあたり、移設のための作業内容、材料等の不良等に起因する不具合の発生については、特に期間を定めず受注者の責任において無償で修復又は取替え等を行うこと。

また、データの設定等による不具合については、当該車両が廃車または配置換え等によりデータの変更が行われるまでの間は受注者の責任において修正を行うこと。

8 完成図書

各機器移設に伴い下記書類を 2 部提出すること。

- (1) 配線系統図
- (2) 機器据付図
- (3) 現地試験成績書
- (4) 機器撤去に関する写真
- (5) 移設機器取付けに関する書類
- (6) I D 変更内容（I D 変更があった場合）

- 9 本仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、当市と協議し解決を図るものとする。